

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

下野市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 南河内地域

(1) 現況

本地域の西部一帯は関東ローム層の畑地帯で、中央部及び東部は一級河川田川、鬼怒川が流れ、沿岸には肥沃な水田が開け、水稻、麦を中心に露地野菜、施設園芸、畜産等の生産が行われている。

本地域内の農地は引き続き優良農地の確保と効率的な利用を進めると共に、作付けの団地化や農地の利用集積等により、土地利用型作物として水稻、麦、大豆等、また労働集約型作物として、露地及び施設野菜、花卉等を畜産との調和を図りながら、立地条件を生かした都市近郊農業の振興を図るための農用地利用を進めている。

本地域においては都市化、工業化が比較的早い時期から進展し、非農業的土地需要が多い一方、農家の後継者不足等により、農業従事者の減少や高齢化が進んできており、集落の連帯意識が薄れ、地域の共同活動が困難になりつつある。水路・農道等の保全・管理のための共同活動への支援、また、生物多様性の保全が求められていることから、これらを補正かつ促進する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性の保全及び多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 石橋地域

(1) 現況

本地域は中央部を北から南に流れる一級河川姿川をはきんで約 500ha の水田地帯となっており、その東部は、集落と市街地が広がっており、西部、北部は平坦な土地で僅かに平地林が散在する程度である。

本地域の水田については、早くから農業生産基盤の整備開発に着手し、農業の近代化及び省力化を図ってきており、石橋南部地区ほ場整備事業が完了したことによ

り地域の概ねが優良な農地となっている。今後は、優良農地を主に、水稻、麦を中心とした農用地を確保・保全していく。また畑地については、施設園芸等の導入により土地利用の高度化を積極的に推進している。さらに、露地野菜の合理的な輪作体系の確立を図りながら、都市近郊型野菜総合生産地化を推進している。

しかし、本地域は工業団地の立地を契機に、混住化・兼業化が進み、農業生産環境、農村生活環境等の面において様々な影響を及ぼした。特に、農村生活環境面においては、生活環境の整備が都市部に比べ遅れているという問題を顕在化させている。農村部において若年層の農村離れから、農業従事者の高齢化が進んできており、集落の連帯意識が薄れ、地域の共同活動が困難になりつつある。水路・農道等の保全・管理のための共同活動への支援、また、生物多様性の保全が求められていることから、これらを補正かつ促進する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性の保全及び多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 国分寺地域

(1) 現況

本地域は、西部を流下する一級河川姿川沿いに発達した水田地帯と、東部を流れる柴用水沿いの水田地帯、更にその間の3つの台地（畑地帯）で形成され、比較的平坦な地形である。水田地帯は沖積層で形成され、肥沃に富み、農業生産性が高い。

本地域の西部地区は、水田のほ場整備は完了しているため、水稻、麦を中心とした農用地となっている。農用地の1/2を占める畑地が未整備のため、畑地の面的整備を促進し、野菜等の産地化及び都市近郊型農業の確立を目指している。また中部地区にある農用地区域のほとんどが、姿川東部土地改良区のほ場整備が完了しているため、水稻、麦を中心とした農用地であり、畑地については、野菜等の産地化及び都市近郊型農業の確立を目指している。そして東部地区の水田は、水稻、麦を中心とした農用地であり、畑地については、面的整備を推進し、野菜等の産地化及び都市近郊型農業の確立を目指している。

しかし、本地域の農村部において、混住化・兼業化・若年層の農村離れによる農業従事者の高齢化が進んできており、集落の連帯意識が薄れ、地域の共同活動が困難になりつつある。水路・農道等の保全・管理のための共同活動への支援、また、生物多様性の保全が求められていることから、これらを補正かつ促進する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の

生産方式を普及することにより、生物多様性の保全及び多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	南河内地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	石橋地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	国分寺地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

・推進体制の整備に関する事項

(1) 推進するにあたっては、多面的機能支払の実施によって培われた知見・体制を活用し、農業者団体等の関係者による活動組織を設立し、農業者団体等が円滑に実施できるよう指導・支援を行うこととする。

(2) 下野市における農業者の組織する団体として、集落営農組織、環境保全型農業を推進する任意のグループ、農協の生産者部会も認めるものとする。